定 款

株式会社フォーシーズHD

第 1 章　総 則

（商 号）

第１条　当会社は、株式会社フォーシーズＨＤと称し、英文では、4Cs HD Co.,Ltd. と表示する。

（目 的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

① コンピューターソフトウエアの受託設計、開発及び販売

② インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用及び保守

③ コンピュータネットワークに関するソフトウエア、関連部品、機器、装置の設計、開発及び販売

④ ニューメディアを利用した仕入、物流、広告宣伝の情報に関するソフトウエアの制作、販売及び賃貸

⑤ 通信機器、コンピューター及び周辺機器の設計、製造、販売、輸出入及び賃貸

⑥ 情報システムの研究開発及び研究開発に関する調査並びにその指導及び教育受託

⑦ 電気通信事業

⑧ 通信販売業務

⑨ 出版事業

⑩ 書籍、雑誌、教材、文房具類、事務用機器、家庭用電気製品の販売及び賃貸

⑪ 通信教育用テキストの制作販売、研修セミナーの実施

⑫ 各種イベントの企画、制作及び運営

⑬ カタログ、ポスター、パッケージなどのグラフィックデザイン業務

⑭ ゲーム機及びゲームソフトの研究、開発、販売及び賃貸

⑮ コンパクトディスク、ビデオ等音楽映像ソフトの企画制作、販売、輸出入及び賃貸

⑯ 生活雑貨用品の販売

⑰ フランチャイズ店用の店舗設備並びに備品の販売及び賃貸

⑱ フランチャイズチェーンシステムによる生活雑貨用品販売の加盟店の募集及び指導育成

⑲ 企業や法人組織などのイメージ統一をはかり、組織の存在を人々に印象づけるためのデザイン企画

⑳ 広告宣伝、販売促進に関する情報、資料の収集、企画、制作及び販売

㉑ 事業の運営上必要な他の事業に対する投資
㉒ 食品、健康食品、化粧品及び医薬部外品の製造、販売及び輸出入
㉓ マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供及び広告、宣伝に関する企画、制作、代理並びにこれらの販売及びコンサルティング業務
㉔ 経営及び財務に関するコンサルティング業務
㉕ 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定及びこれらの代理並びにコンサルティング業務
㉖ 金融業
㉗ スポーツ関連商品の輸入及び販売
㉘ 美容器具・美容雑貨品の製造、販売及び輸出入
㉙ 海外及び国内の物流の情報収集と販売に関するコンサルティング業
㉚ 健康食品・化粧品・医薬部外品・美容器具・美容雑貨品の製造・物流・小売りに関するコンサルティング業
㉛ 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与並びに売買
㉜ 制御機器、電源機器、通信機器及びそれらの装置の設計、製造
㉝ 機器設備のエンジニアリング、設計、施工及び整備
㉞ 電子機器、検査測定機器、設備診断機器及びシステムのエンジニアリング、設計、施工、製造及び整備
㉟ 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業
㊱ 電気自動車、その他の自動車の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
㊲ 産業用運搬車両、その他輸送用機械器具の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
㊳ 充電器、充電設備、電池の製品及びその部品並びに関連する設備・資材・用品の設計・製造・販売・輸出入・賃貸・改造・検査・修理・解体に関する事業
㊴ 医療機器の販売及び輸出入
㊵ 衛生用機器等の商品の企画、開発、製造、販売、修理、輸出入及び賃貸業務、衛生管理業務、並びにこれらに関する教育及びコンサルティング事業
㊶ 痩身、美顔、育毛、脱毛、ボディビル等の全身美容並びに保健衛生に関するコンサルティング及び商品販売
㊷ デジタルマーケティング、WEB プロモーションによる販売促進事業
㊸ 健康保持増進のための健康測定・健康指導その他のフィットネス関連事業に係わるサービスの提供および商品の販売等の関連業務
㊹ 風力、太陽光、地熱の利用等による発電及び電気・熱の供給に関する事業

㊺　風力、太陽光、地熱発電、その他新エネルギーに係る製品・機器の販売及びメンテナンス業務
㊻　再生可能エネルギーに関するコンサルティング業務
㊼　蓄電池事業
㊽　前①乃至㊼に掲げる事業に付随・関連する一切の事業

（２）前号に定める事業
（３）貸金業
（４）フランチャイズチェーンシステムの研究開発及び直営店の運営、並びに加盟店の募集及び指導
（５）前各号に付随・関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を福岡県福岡市中央区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。但し、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 ２ 章　株 式 及び 端 株

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、４０,０００,０００株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（1）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（2）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（4）次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第9条　当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章　株 主 総 会

（招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年１２月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月３０日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部に

ついて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　前項の場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第 4 章　取 締 役 及び 取 締 役 会

（員 数）

第１８条　当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会の決議により選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

２　取締役会の決議により、取締役社長１名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２４条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２５条　取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第２７条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は会社法第４２７条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（員 数）

第２８条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任方法）

第２９条　監査役は、株主総会の決議により選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

３　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（監査役の任期）

第３０条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（常勤監査役）

第３１条　常勤監査役は、監査役会の決議により選定する。

（監査役会の招集通知）

第３２条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第３３条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

（監査役の責任免除）

第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

２　当会社は会社法第４２７条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠った

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（会計監査人の責任免除）

第３６条　当会社は会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計算

（事業年度）

第３７条　当会社の事業年度は、毎年１０月１日から翌年9月３０日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３８条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３９条　当会社の期末配当の基準日は、毎年9月３０日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年3月３１日とする。

３　当会社は前２項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

２　前項の金銭には、利息を付けない。

附　則

（電子提供措置等に関する経過措置）

１　変更後定款第１５条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、令和５年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第１５条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

２　本附則は、令和５年３月１日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定 平成１５年１２月　５日から実施する。
改定 平成１６年　３月１９日から実施する。
改定 平成１７年　６月２８日から実施する。
改定 平成１８年　６月２３日から実施する。
改定 平成１９年　６月２７日から実施する。
改定 平成２０年　６月２６日から実施する。
改定 平成２１年　６月２５日から実施する。
改定 平成２４年　７月　１日から実施する。
改定 平成２４年１２月２１日から実施する。
改定 平成２５年　４月　１日から実施する。
改定 平成２７年　２月　１日から実施する。
改定 平成２７年　８月　１日から実施する。
改定 平成２７年１２月１８日から実施する。
改定 令和　２年１２月１８日から実施する。
改定 令和　３年１２月１７日から実施する。
改定 令和　４年１２月１６日から実施する。
改定 令和　６年１２月２０日から実施する。

令和６年１２月２０日

上記は、当会社の定款に相違ない。

株式会社フォーシーズHD

代表取締役　　寺田　智美